

辰野町に定住し就職した方へ



わたしの未来がここにある。

奨学金返還を支援します!

2025

辰野町奨学金返還支援補助金

辰野町では、未来を担う若者の定住促進と地域産業の促進を図るため、奨学金の返還にかかる費用の一部を補助しています。補助要件は以下のとおりです。

【補助対象者】

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に辰野町の住民基本台帳に記載されたことがある方で、辰野町に定住している方
- 大学等を卒業してから、企業等に正規雇用として就職している方
- 補助金申請をする年度末において、30歳以下の方
- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第1種・第2種)等、貸与型奨学金を遅延なく返還している方

★ 上記以外の要件もありますので、詳しくは辰野町ホームページをご確認ください。

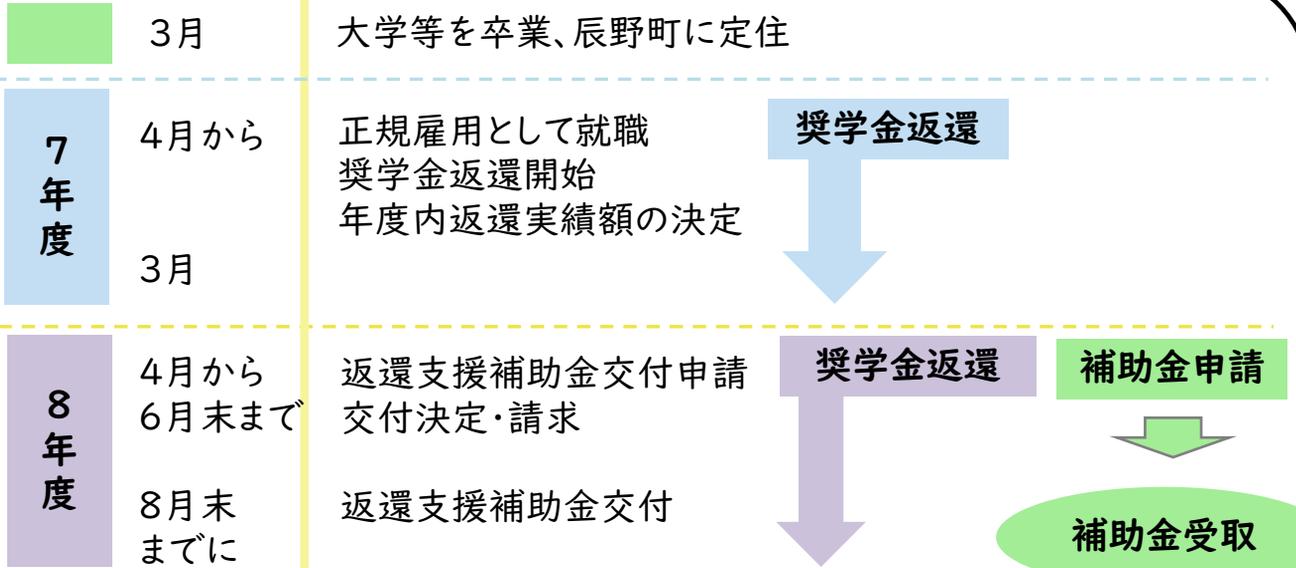
【大学等を卒業した方、奨学金の貸与を受け返還中の方】

補助条件	補助限度額	補助期間
①町内に定住し、かつ、企業等に正規雇用として就業している方	補助金の交付を申請する年度の 前年度中に返還した額 の10分の10 15万円上限	最大5年 75万円
②町内に定住し、かつ、 町内 の企業等に正規雇用として就業している方	補助金の交付を申請する年度の 前年度中に返還した額 の10分の10 18万円上限	最大5年 90万円

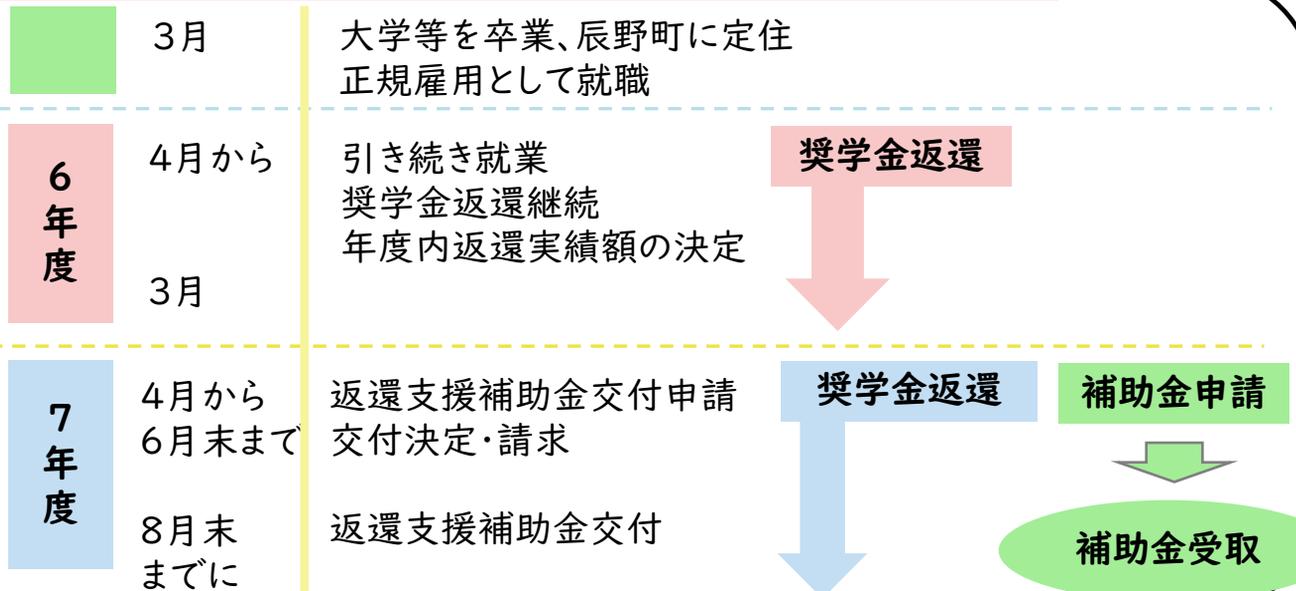
申請から補助金交付までのながれ

※申請できるのは30歳になる年度までです。下記内容は一例です。詳しくはお問合せください。

【例1】新社会人になる場合（補助金申請受付は6月末まで）



【例2】すでに就業している場合（補助金申請受付は6月末まで）



この「辰野町奨学金返還支援補助金」は前年度の返還実績額に対して補助金交付申請を行うものです。

将来にわたり辰野町を支えてくれる人材を支援・応援する制度です。詳細についてはホームページ上の要綱をご確認ください。

申請を検討している、制度を詳しく知りたいという方は、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】辰野町役場まちづくり政策課
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
Tel0266-41-1111